



安曇野市議会議長 小松 洋一郎 様

2018年 6月22日

発議者 安曇野市議会議員

臼井泰彦
猪狩久美子
井出勝正

議案第57号

臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

(提案理由)

議案第57号の臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例の要旨は、臼井吉見文学館の管理を指定管理者から安曇野市文書館の直営にするためのものである。

臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例では、休館日を文書館の休館日に合わせて土曜日と国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とする)および12月29日から翌年の1月3日までの日としている。これは、安曇野市の他の博物館、美術館、記念館等の休館日が、利用者の立場から月曜日と休日の翌日及び12月28日から翌年の1月4日までの日であるのと異なる。臼井吉見文学館は、安曇野市の博物館グループに位置づけられていることから、その休館日は、安曇野市の他の博物館、美術館、記念館等と統一することが望ましい。なお、昨年度の臼井吉見文学館の入館者数の内、曜日で一番多かったのは土曜日であり、土曜日と休日の入館者数は、全体の3分の1であったこと、また、その多くが市外・県外の方だったことから、利用者の立場から、休館日を土曜日と休日にすべきではない。

臼井吉見は、小説「安曇野」を著して、「安曇野」の名を広めたいわば安曇野市の命名者ともいえ、安曇野市として今後も顕彰していくべき人物である。その、臼井吉見を顕彰する文学館の休館日を利用者の立場からでなく、文学館を管理する文書館の立場から設定するのは適当とはいえず、市外・県外から来られた来館者に失望を与え、安曇野市のおもてなしの姿勢を問われることにもなる。

本修正案は、休館日を安曇野市の他の博物館、美術館、記念館等に合わせる内容である。

(別紙)

議案第 57 号臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例に対する修正案

臼井吉見文学館条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

「第 6 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 土曜日

第 6 条第 2 項第 2 号中「12 月 28 日」を「12 月 29 日」に、「1 月 4 日」を「1 月 3 日」に改め、
同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日」

を

「第 6 条第 2 項を次のように改める。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の翌日

(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日」

に改める。

新旧対照表

修正後	原案
(開館時間等) 第5条 (略) 2 文学館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>月曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日の翌日</u> (3) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u>	(開館時間等) 第5条 (略) 2 文学館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>